

鳥取県補助金等交付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年3月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第22号

鳥取県補助金等交付規則の一部を改正する規則

鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中条及び号の表示に下線が引かれた条及び号（以下「追加条等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削り、同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加条等を除く。）を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>（補助金等の交付の決定） 第6条 略</p> <p><u>（交付決定をしないことができる場合）</u> 第6条の2 <u>前条の規定にかかわらず、知事は、対象事業者（知事が別に定める補助金等に係るものを除く。）となる者が次の各号のいずれかに該当する場合は、交付決定をしないことができる。</u></p> <p><u>（1）暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）</u></p> <p><u>（2）暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）</u></p> <p><u>（3）暴力団若しくは暴力団員の利益につながる活動を行い、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有するもの</u></p> <p>（交付決定の取消し等） 第21条 知事は、次のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。</p> <p>（1）～（3） 略</p> <p><u>（4）対象事業者（知事が別に定める補助金等に係るものを除く。）が、第6条の2各号のいずれかに該当することが判明したとき。</u></p> <p>2～4 略</p> <p>様式第1号（第5条関係）</p>	<p>（補助金等の交付の決定） 第6条 略</p> <p>（交付決定の取消し等） 第21条 知事は、次のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。</p> <p>（1）～（3） 略</p> <p>2～4 略</p> <p>様式第1号（第5条関係）</p>

<p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>職 氏 名 様</p> <p style="text-align: center;">住 所</p> <p style="text-align: center;">申請者 氏 名 ,</p> <p style="text-align: center;">(団体にあっては、名称及 び代表者の氏名)</p> <p style="text-align: center;">年度 (補助金等の名称) 交付申請書</p> <p>(補助金等の名称) の交付を受けたいので、鳥取県補助金等交付規則第 5 条の規定により、下記のとおり申請します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">略</div> <p>(注)</p> <p>1 <u>算定基準額が確定している場合は「算定基準額」欄の「(見込みを)」を削除すること。</u></p> <p>2 <u>鳥取県補助金等交付規則第 6 条の 2 各号の該当の有無について必要に応じ鳥取県警察本部に照会することがある。</u></p>	<p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>職 氏 名 様</p> <p style="text-align: center;">住 所</p> <p style="text-align: center;">申請者 氏 名 ,</p> <p style="text-align: center;">(団体にあっては、名称及 び代表者の氏名)</p> <p style="text-align: center;">年度 (補助金等の名称) 交付申請書</p> <p>(補助金等の名称) の交付を受けたいので、鳥取県補助金等交付規則第 5 条の規定により、下記のとおり申請します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">略</div> <p>(注) <u>算定基準額が確定している場合は「算定基準額」欄の「(見込みを)」を削除すること。</u></p>
--	---

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成22年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の前日に交付決定を受けた補助事業等については、改正後の鳥取県補助金等交付規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。